

## 序論

### 第1節 本論文の目的

本論文は、ビルマが英領植民地であった時代およびそれ以前に流入したインド系移民の子孫であるムスリム住民に焦点をあて、次の二つの課題を明らかにするものである。第一の課題は、1948年に独立を遂げたビルマにおいて、政府が国民統合を進めていく際にどのような国民概念を持っていたのか、外国系住民をどのように国民に統合していこうとしていたのか、である。二つ目の課題は、外国系住民の中でも最も周縁化されてきたムスリムが、こうした環境の中でいかなる体験をし、自らをどのように「ビルマ国民」と位置づけようとしているのか、である。

ビルマにおいては他の東南アジア諸国と同様、19世紀半ばごろからの植民地化によって多くのインド人や中国人が流入したという歴史を持つ。新しい行政制度や経済発展に伴い、インド人や中国人の労働者、商人、また英領インドですでにイギリス流の教育を受けたインド人の植民地官吏などが入ってきたのである。これらの移民の一部は、第二次大戦後、植民地からの独立を遂げる際に、帰国・出国を選択したが、こうした選択肢をもたない移民はビルマで暮らしていくことになった。

これらの移民とその子孫は、独立後、国民国家の構成員としてどう位置づけられたのであろうか。多くの移民とその子孫は国籍取得により国民となり、制度上は国民国家への統合が進められた。しかし、仏教徒が多数を占める社会において、またビルマ族が多数を占める社会において、イスラーム教徒でありインド系であるムスリム住民は、ビルマ国民でありながらもビルマ社会の一員として暮らす上で様々な困難に直面しているというのが現状である。いうまでもなく、ムスリム以外に、同じくインド系であるヒンドゥー教徒、あるいは中国系住民なども存在し、彼らもまた、ビルマ社会で暮らす中で、外国からの移民である、あるいはそうした祖先をもつゆえの困難を経験していると思われる。また、ビルマ族仏教徒を核とした国家建設が進められているため、(定義としてはビルマ族を含めて<sup>クインインダー</sup>土着民族として規定されているが)国内のビルマ族以外の<sup>クインインダー</sup>土着民族、あるいは仏教徒以外の土着民族が、国民国家へ統合される際にあたえられた位置づけと、それに対する彼らの対応をたどることも、ビルマの国民統合を研究するにあたっては重要である。

しかしながら、本論文においてはこれら全ての集団を国民統合研究の対象とするのではなく、ムスリム住民の中でも、特に、自らを「バマー (ビルマ人)」であると主張するムスリム住民「バマー・ムスリム」を例として取り上げる。彼らは、イスラームを信仰し、イスラームの教えに基づいた生活を送っているが、それ以外は「バマー」である、つまりビルマの国民としての意識を持つ、そしてビルマ式の習慣や慣習を尊重して暮らしている、と主張している。ビルマでは、全人口の約89%が仏教徒であるとされ [IMD 1986a: part one 1, part two 55-58]、また全ビルマ族のうち仏教徒は98%を占める [IMD 1986a: part

two 55-58]。それゆえ、多くの場合、「バマー（ビルマ人／ビルマ族）」はすなわち「仏教徒」とみなされるのであるが、バマー・ムスリムを主張する人々は敢えて、「イスラーム教徒であるが、バマーである」と主張する。

ビルマにおける国民統合を考える上で、この主張は大変重要であると考えられる。なぜならば、ビルマの国民概念の中には、法律や公的資料にはあらわれない宗教という問題が含まれるためである。宗教に関しては、独立時の1948年の国籍法においても、1982年の国籍法においても国民の定義に含まれることはなく、1982年ビルマ国籍法制定過程の議論にも全くあらわれない。しかし、法文上に明示されないビルマ人と宗教の関係は、法律の運用実態を追うことによって明確にすることができる。つまり、ビルマの国民概念は、法律、政策を分析することに加え、法律の運用実態を解明することによって浮かび上がるのである。さらに、現政権下で自由に自分たちの主張ができない状況におかれているバマー・ムスリムの活動を分析することで、彼らがバマーを主張する意図を解明する。以上のような重層的なアプローチでこの課題に取り組むことにより、バマー・ムスリムがビルマ政府の考えるビルマ国民の最も周縁に位置づけられている集団であることが明確に示され、現代ビルマの国民統合政策の実態、矛盾の具体像が明らかになる。

## 第2節 先行研究および本論文の意義

ビルマ社会におけるムスリム住民、あるいは外国系住民についての研究は、植民地時代における移民に関するものを除くと、非常に限られている。とりわけ、国民国家形成あるいは国民統合と外国系住民のかかわりを扱った研究は数少ない。その理由として、現地での自由な調査の制限が挙げられる。少数民族問題や外国系住民の扱いというような、国家建設や国民統合という国家の基盤に直結する問題を調査するために、正式な調査許可を取得することはほぼ不可能である。また、調査される側にとっても、社会に対する不満などを表明すれば、国家の団結に反する「政治活動」とみなされる可能性があり、見知らぬ調査者に自分たちの抱える事情を話すことさえ危険を伴うと認識されている。

上述した事情により、研究の数は少ないが、そのうちビルマのムスリムを扱った先行研究を以下で検討する。

ビルマにおけるムスリムを扱った研究は、まず歴史研究としてイーガー (Moshe Yegar) による『ビルマのムスリム：マイノリティ集団の研究』を挙げることができる [Yegar 1972]。イーガーは11世紀から1962年までの長期にわたるムスリムコミュニティの通史を扱っており、特に植民地時代以降は彼らの組織活動を中心にコミュニティの変遷を明らかにしようとしている。ムスリム組織については、一次資料を用いた記述がされていることから、イーガーの本によってムスリム組織の概要と活動内容は解明されている。しかしながらイーガーは、各組織の活動と組織間の関係を追うにとどまっており、ビルマ社会とムスリム組織の関係、あるいは政府の政策に対するムスリム組織の対応などについての考察

はほとんどなされない。

イーガーはその後、「ビルマのムスリム」という論文を1982年に出しており [Yegar 1982]、ビルマのナショナリストの活動に影響を受けたムスリム組織の活動や、独立以降のムスリムコミュニティについて記述しているが、この論文もビルマ社会との関連を描くよりは、ムスリム社会内でのムスリム組織の活動を叙述するほうに重点を置いている。また、イーガーが2002年に出した著書『*Between Integration and Secession: The Muslim Communities of the Southern Philippines, Southern Thailand, and Western Burma / Myanmar*』のビルマに関する部分「The Muslims of Arakan」は、ビルマ王朝時代から1990年代までという長期間を対象とし、ヤカイン州および同州北部のバングラデシュ国境におけるロヒンギャ民族の歴史と現状を描いている [Yegar 2002]。1962年以降については、前述の1972年の本で扱われていない難民問題や人権抑圧の状況が二次資料を再構成する形で示されており、ロヒンギャ民族に関する多くの問題が明らかにされている。しかし、こうした問題を引き起こしていると思われるビルマ政府については、その時々々の行為や対応を述べているのみで、そうした問題を生じさせている政策や意図については触れられないままである。

このほか、セルス (Andrew Selth) による『*Burma's Muslims: Terrorists or Terrorised?*』があるが、同書はイスラーム過激派とビルマのムスリムとの関係の有無を検証しようとするもので、本論文の課題と交わる場所は少ない。

イギリスに本部のあるイスラーム人権委員会 (Islamic Human Rights Commission) からは、ビルマ政府による人権侵害、特にムスリムに対する人権抑圧の報告書『*Myanmar's Muslims: The Oppressed of the Oppressed.*』が Ten Veen によって出されている [Ten Veen 2005]。これは事例報告としては貴重な文献だが、問題の背景にある構造を分析したものではない。

上述の2002年のイーガーの著書および2003年のセルスの研究では、本論文でも扱っている1982年ビルマ国籍法に触れている。しかし、イーガーは国籍法にある準国民と帰化国民の定義を一部誤って解釈し、準国民は公務員になれない、帰化国民は政治に参加できず、国軍に入隊できず、政府機関の課長クラスの役職に任命されることはない、と国籍法に規定されているかのような記述をしている [Yegar 2002: 62]。このように、実態や一般に広まっている話と、法律の規定とを明確に区別しないまま記述したイーガーの著書を参照したセルスは、1982年の国籍法によって多くのムスリムの公民権が剥奪されたと述べている [Selth 2003: 8-9] が、これは後に詳述するように、明らかに誤りである。

国民統合と外国系住民との関連では、ビルマ現代政治史における研究者として著名なテイラー (Robert Taylor) が、「The Legal Status of Indians in Contemporary Burma」と題する研究を行なっている [Taylor 1993]。優れたビルマ現代政治史の著作である『*The State in Burma*』でも見られたように、テイラーの関心は、国家、中央政府による国家形成、統合がいかに進展して行ったかという点に最も強く表れている。1993年の論文で、テ

イラーは、インド人の法的地位という観点からバングラデシュ・ビルマ国境における難民問題と1982年の国籍法制定を扱っているが、ここでもテイラーの関心は国家に向けられている。「難民流出とその帰還についての混乱が、結果として国境問題解消と難民問題終結に至ったことは、ビルマ政府にとって成功であった。インド系か非インド系かに関わらず、その地域の住民が状況をどう見ていたのかは知られていない」[Taylor 1993: 674]とテイラーが述べているように、難民問題を国家がどう処理したのかということが主要な関心事となっている。また、テイラーは「ビルマ人と外国人との混血は完全な外国人と同様、全面的に信用することはできない」という、当時、政治の実権を握っていたネーウィンのスピーチを引用しつつも、1982年国籍法の規定を根拠として、インド人はビルマ人社会に最終的に吸収されていくと結論づけている。

国民統合にかかわる1982年国籍法については、高谷紀夫が近刊予定の著書の中で「多民族国家ビルマと市民権法」[高谷 2008]という一節を設け、市民権法(国籍法)について考察を行っている。高谷の研究は、法律と現実の乖離があることを認識した上で、市民権法が中国系移民、インド系移民の「排除」の思想をもつのか、あるいは市民としての「均質化」の思想をもつのか、ということを経験則そのものから考察しており、示唆に富んでいる。

以上のような先行研究に対し、筆者は、ビルマ政府の国民概念、国民統合政策、その運用においてあらわれる実態、またバマー・ムスリムがそうした国家に自分自身をどう位置づけようとしているかという、国家の政策のみならずその対象となる国民の一部である外国系住民の視点を含めて、ビルマにおける国民統合を検討していきたいと考える。

ビルマの国民統合政策については、関連する法律の条文を資料として用いるのみでは、彼らの置かれた現実はいま一つ見えないものとなる。本論文では、独立後の政府、そしてその後の政権担当者がどのような「国民」を想定し、外国系住民に対しどのような見解を抱いていたのかについて、法律委員会による法律草案作成のための便覧や当時の新聞などから分析する。その上で、その見解が制定された法律にどう反映されたのか、あるいは法律には明示されなかったのかを検討する。また、その法律を実際に運用する際に、役所窓口の担当役人がどのように対応し、役所内部での公にならない通達によってムスリム住民がどのような影響を受けたのかを彼らの語りから検証する。ビルマの国民統合政策とした場合、筆者は以上を総合したものと考え、こうした方法によって最初に設定した第一の課題が明らかになる。

上述のムスリム住民が直面した現実を把握するにあたっては、ムスリムに対してインタビュー調査を行なった。調査許可取得がほぼ不可能であることは先に述べたとおりであるが、留学という形でヤンゴン市内に滞在したことにより、調査許可を申請しないままインタビュー調査を実施した。インタビューでムスリムが語った内容、および調査の際に入手したムスリム側の資料を分析し、困難を抱えながらも彼らがビルマに暮らす中でビルマ政府とどのような交渉をし、自分たち自身をビルマ社会にどのように位置づけようとしてい

るのかを検討することによって、第二の課題を解明する。さらにこれらの二つの課題を交差することによって、ビルマにおける国民統合の過程とそこに含まれる問題を具体的に描き出し、ムスリム住民がビルマ国民の最も周縁に置かれているという現実を浮かび上がらせる。

### 第3節 依拠した資料・本論文の構成

#### 1. 資料

本論文においては(1)ムスリム住民へのインタビュー調査、および(2)文書資料として、イスラーム組織発行の各種文書・資料(未検閲あるいは非公開)、ビルマ政府関連文書・通達(非公開)、ムスリム批判文書(未検閲)、などを資料として用いている。前述したような調査および言論の自由が厳しく制限されているという状況の中で、筆者の調査内容を理解した上で、関心を持ち、インタビュー調査にも協力してよいというムスリムの人々と出会うまでに大変多くの時間を費やした。しかし幾度も時間をかけて話す中で、筆者の意図を理解する協力者にめぐり合うことができた。さらにそうした協力者から、個人あるいは組織が所蔵する資料を入手することができた。

#### (1) インタビュー調査

2002年9月から2004年9月までの大学歴史研究センターへの留学中、および2005年11月の補足調査において行なったインタビュー調査に基づく。インタビューに対して協力を得たのは、イスラーム関連組織が12組織、名前を明かした上での調査協力者(個人)が約50人、その他雑談の形で、匿名で話をしてもらったムスリムが約10名であった。自由なインタビューが可能であるという状況にはないために、インタビュー調査はヤンゴン市内の個人宅、あるいは組織の関連施設のみで行った。

これらのインタビュー調査においては、録音、録画という手段を用いることはできなかった。先に述べたとおり、ビルマでは、社会に対する不満などを表明することが国家の団結に反するとみなされるため、最悪の場合、逮捕、拘束されることもあり得る。それゆえに、調査の際に録音や録画をすることは、インタビューに応じてくれた人々を危険に陥れる可能性を伴う。特にムスリムは、こうした危険に敏感にならざるを得ないと思われる。調査では内容をメモする程度が精一杯で、一切記録しなければ話してもよい、あるいは調査終了のお礼を述べた後に「実は」と話し出す、という状況にもしばしば遭遇した。こうした状況から、調査では録音や録画といった手段は用いず、また調査票を持参するのではなくノートに質問事項を列記しておき、メモをとる許可を得た場合には可能な限りその場で記述するという形をとった。書き留められなかったものについては調査を終えてからその日のうちにメモを残すようにした。ゆえに、本論文で使用するインタビュー資料は筆者のメモと記憶を元に再構成したものである。再構成の際にはできる限りインタビュー時の状況に基づいたものとなるよう努力した。こうした数多くの制約のあるインタビューだっ

たが、得られた証言は、これまで記述されたことのない、ムスリム住民が日々直面する現実を示唆する貴重な資料となった。

## (2) 文書資料

ビルマにおいては、新聞、雑誌、本などすべての印刷出版物は検閲を受けなければならず、政府批判を含んだり、民族・宗教問題の存在を指摘するような内容のものが検閲を通ることは皆無に等しい。また、検閲上問題視されない内容であっても、検閲を受けるために非常に時間がかかったり、賄賂を要求されたりすることもあるという。「ムスリム向けの雑誌や本は通常以上に時間がかかる」とムスリムらは感じているようであり、イスラーム組織が発行する記念誌や宗教に関する書籍、ムスリム向けの雑誌などは、検閲を通す時間や手間、あるいはその時期の検閲の状況（政府の内部通達等で検閲が厳しくなっている、イスラームに関する出版物は検閲を通すのが困難、といったような関係者からの情報）を考慮して、未検閲のまま、「組織メンバー限定」といった注意書きをつけて出回っているものがある。このようなイスラーム組織発行のもの以外でも、未検閲の書籍は新刊書であれ古書であれ、当然市場に出回ることほとんどない。本論文で用いた、入手困難なこうした文書資料は次の通りである（詳細は文末の参考文献を参照）。

- ① ムスリム批判の未検閲冊子
- ② ビルマ政府関連文書・通達（非公開）  
政府各省庁や末端の政府組織が出している文書や通達。ただし、公文書館などで公開されているものではなく、すべて調査協力者から入手した非公開のもので、一般的には入手不可能である。
- ③ イスラーム組織および個人によるビルマ政府、僧伽組織等への嘆願書（非公開）
- ④ イスラーム組織主催のイスラーム講習会テキスト、イスラーム組織あるいは個人が出版したイスラーム関連の書籍（多くが未検閲）
- ⑤ その他

## 2. 論文の構成

序論では、本論文の目的と先行研究、および分析方法を述べ、続く第1章では、本論文で扱うバマー・ムスリムと称するムスリムがどのような人々であるのか、また、バマー・ムスリムの歴史とともに、バマー・ムスリムと呼ばれるべきであるという主張を書物に表明した1930年代の政治的・社会的背景と、その主張の理由を明らかにする。

第2章ではビルマの独立後、国家統合、国民統合に際して、政権を担ったビルマ・ナショナルリストが外国系住民をどのように捉え、どのような政策を持っていたのかについて、法律条文から明らかにする。その後、1982年に制定されたビルマ国籍法を取り上げ、その制定過程で見られた政府の国民概念を追い、制定過程でどのような点が政府にとって国民統合上の「問題」とされていたのかを明示したうえで、それがビルマ国籍法にどのような形で現れたのかを考察する。

第3章では、国籍法が実際に運用される際に、ムスリム住民が体験したことを詳細に検討し、第2章で示した法律・規則の文面と、これらが実際に運用される際の乖離を具体的に検証する。国籍法に表現されなかった「宗教／エスニシティ」に関して、信仰の自由の現状、反ムスリム感情を醸成するような未検閲冊子の出版、1982年ビルマ国籍法及び1983年ビルマ国籍法関連規則に基づいて運用されている国民登録証を巡って発生している問題を取り上げ、ムスリム住民が直面している困難を明らかにする。

第4章では、ビルマ社会で暮らしていくための彼らの「戦略」ともいえる「バマー・ムスリム」という主張をいくつかの点から考察する。まず、バマー・ムスリムという主張を正当化する根拠としての歴史について検討し、ムスリムによって書かれた歴史書の特徴を示す。次に、バマー・ムスリムが現在行っている組織活動を取り上げ、中でもイスラミックセンターの活動から、現在のバマー・ムスリムとしての主張の内容を分析する。そして、集会や言論の自由に厳しい制限が課されている現在、1930年代に強まったバマー・ムスリムという主張を再び繰り返すに至った理由を考察する。

最後に、以上の考察から得られた結論と残された課題を明らかにする。